

【新設】（4月を超えない範囲内で提出期限の延長を受けることができる場合）

17-1-4 の 3 会計監査人を置いている法人が次のような定款の定めをしている場合には、法第75条の2第1項第1号《確定申告書の提出期限の延長の特例》に掲げる場合に該当する。ただし、事業年度終了の日の翌日から3月を経過する日（以下17-1-4の3において「3月経過日」という。）までの間に定時株主総会が招集される場合は該当しない。

(1) 定時株主総会を3月経過日後の一定の期間内に招集する旨を定めている場合

(2) 定時株主総会の議決権の基準日を事業年度終了の日の翌日以後の特定の日とする旨及び定時株主総会を当該基準日から3月以内に招集する旨を定めている場合

(注)1 定時株主総会の議決権の基準日を定款に定めていない場合において、定時株主総会を基準日から3月以内に招集する旨を定款に定めているときは、法第75条の2第1項第1号に掲げる場合に該当しないことに留意する。

2 同条第3項に規定する申請書の提出に当たり、定時株主総会を招集する期間が複数の月に及ぶなど定款の定めからは延長する月数が特定できない場合には、定時株主総会の招集時期が確認できる書類を当該申請書に添付する必要があることに留意する。

【解説】

1 平成29年度税制改正により、確定申告書の提出期限の延長の特例について見直しが行われ、法人が会計監査人を置いており、かつ、定款の定めによりその事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から3月以内にその各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合は、4月を超えない範囲内で税務署長が指定する月数の期間の確定申告書の提出期限の延長を受けることができることとされた（法75の2①一）。

2 そこで、本通達では、この延長の特例を受けることができる定款の定めについて、例示により明らかにしている。

本通達の(1)では、定時株主総会を事業年度終了の日の翌日から3月を経過する日後の一定の期間内に招集する旨を定めている場合を掲げているが、このような定款の定めであれば、事業年度終了の日の翌日から3月以内に定時株主総会が招集されない常況にあるといえる。

3 本通達の(2)では、定時株主総会の議決権の基準日を事業年度終了の日の翌日以後の特定の日とする旨及び定時株主総会を当該基準日から3月以内に招集する旨を定めている場合を掲げている。これは、例えば、3月末決算の法人が、議決権の基準日を「5月末（決算日以後の特定の日）」とし、定時株主総会の招集時期を「議決権の基準日（5月末）から3月以内」と定款に定めた場合、8月末までに定時株主総会が招集されることとなるが、このような定款の定めをするのは、一般的には、基準日を事業年度終了の日より後にすることで株主との対話を促進するためと考えられることから、事業年度終了の日の翌日から3月以内に定時株主総会が招集されない常況にあるといえる。

ただし、定款にこのような定めがあったとしても、実際には、事業年度終了の日の翌日から3月を経過する日までの間に定時株主総会を招集している法人は、3月以内に定時株主

総会が招集されない常況にあるとは認められないこととなる。本通達のただし書きでは、このことを明らかにしている。

- 4 また、法人の定款に、定時株主総会を基準日から3月以内に招集する旨を定めているものの、その基準日が定款において定められていない場合には、定款の定めだけでは定時株主総会の招集時期が特定できないため、この延長の特例が受けられないこととなる。本通達の注書1では、このことを留意的に明らかにしている。
- 5 なお、この延長の特例の適用を受けるためには、所轄税務署長に対し、その確定申告書に係る事業年度終了の日までに、定款の定め、延長月数の指定を受けようとする場合はその延長月数などの財務省令で定める事項を記載した申請書を提出する必要があるが（法75の2③）、定時株主総会を招集する期間が複数の月に及ぶなど定款の定めからは延長する月数が特定できないときには、定時株主総会の招集時期が確認できる書類をその申請書に添付することが必要となる。例えば、招集時期を8月とした場合、当該法人の株主総会の参考資料における定款変更議案の「提案の理由」やコーポレート・ガバナンス報告書の「集中日を回避した株主総会の設定」欄などの記載内容によって、招集時期が8月であることの確認をすることができる。本通達の注書2では、このことを留意的に明らかにしている。
- 6 連結納税制度においても、同様の通達（連基通20-1-4の2）を定めている。